

2020年4月17日

保護者の皆様へ

山口県立大学学長 加登田 恵子

山口県立大学が、山口市内における新型コロナウイルス感染症の拡大等に対応して、4月15日から臨時休業措置をとったことにより、学生の皆さんには多大なご不便をおかけしており、また保護者の皆様にはご心配をおかけしております。山口県立大学としましては、日々状況が変化する中でも様々な方法で、最善の対応ができるよう努力していく所存です。

山口県立大学は、（1）学生と教職員の健康と生命を第一に守ること、（2）学生への教育を確保するよう工夫すること、（3）できるだけ研究を継続できるよう工夫すること、以上の3点を、新型コロナウイルス感染症拡大への対策に関する基本方針としております。

これらの方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響の深刻化と長期化の下で、学生の皆さんを感染の危険からお守りしたうえで、どのような状況であってもできる限り多くの学生が教育を受ける機会を維持できるよう、教職員一同で準備を進めているところです。

1. 学生には、4月1日より毎日の検温と症状チェックを行い「健康記録票」を記入していただいているところですが、不調・不安を感じた学生には、チューター・保健室等が相談に応じ、必要がある場合には、適宜自宅静養・受診等の指導を行います。
2. 当面、臨時休業の期間を4月15日～5月6日とします。
3. 山口県では感染拡大防止のために、不要不急の他県との往来について強く自粛を求めていることから、臨時休業中は、学生は原則として県内の自宅（アパート・寮を含む）に待機するようにお願いします。（とくに、他県出身者は、移動により感染の確率が高まりますので帰省を控えていただくようお願いします。）
4. 今年度前期の授業は、できるだけ遠隔授業等で実施できるよう準備します。
5. 学外実習等の科目については、各学科の専門性と実習受け入れ先の状況を考慮して、実習受け入れ先等と協議の上、実習方法や内容、代替措置等について工夫します。
6. 臨時休業中も、学生は「健康記録票」の記入を続けて健康管理に努めるとともに、不要不急の移動は極力控え、やむを得ず移動した場合には、併せて「行動記録票」の記入も求めます。

保護者の皆様には、本学の新型コロナウイルス感染症対策の方針、ならびに本学の教育システムと努力をご理解いただき、今後ともご支援、ご協力を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

とくに、初めての帰省が叶わない新入生の皆さんの保護者に置かれましては、お子様と連絡を密にとられるなど、ご配慮とご協力をいただきますよう、伏してお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で修学が困難になる学生さんもあるかもしれませんが、大学としましては、奨学金など学生支援のための様々な制度の活用推進に努めますので、お気軽にご相談ください。